米原市長 様

施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

年 月~ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下 記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。 なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、米原市内に居住していることを米原市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを米原市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を米原市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を米原市が確認すること。
- 1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定	生年	F月日	年	月	月
氏 名	※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です	子ども との 続柄	現住所	電話:			

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

法第30条の4の認定種別 □ 第2号	□ 第3号	認定	至番 号				
生年月日年	月 日	フリ	ガナ				
年月日~ 年月日の間 日現住所のとおり日転入した日車	間の住所 に出した	氏	名				
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入					年	月	日

- 3. 償還払いの振込先を記入してください(※1)
- □ 公金受取口座を利用する(利用する者は口座情報の記入不要) ※公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出が 不要になります。
- 振込口座を指定する

金融機関名	預 金 種 目 □ 普通 □ 当座
銀行・信用金庫 支口	口座番号
農協・信用組合 出張	「口座名義(カタカナ)

- ※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。
- 4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業を記入して ください

(複数記入可)

1	フリガナ 施 設 ・ 事 業 名			所	在 均	電話:			
	契約している	5利用料※2	□月額		円口日	額	円口目	時間額	円
	フリガナ					Ŧ			
2	施 設 · 事 業 名			所	在	也 電話:			
	契約している	5利用料※2	□月額	•	円口日	額	円口目	時間額	P.
	フリガナ					〒			
3	施 設 ・ 事 業 名			所	在址	他 電話:			
	契約している	5利用料※2	□月額		円口日	額	円口目	時間額	円
		•		•		-			

4	フリガナ 施 設 ・ 事 業 名		所 在 地	電話:	
	契約している利用料※2	□月額	円 🗆 日額	円 □ 時間額	円
	フリガナ			₸	
(5)	施 設 · 事 業 名		所 在 地	電話:	
	契約している利用料※2	□月額	円 🗆 日額	円 🗆 時間額	円
	フリガナ			Ŧ	
6	施 設 ・ 事 業 名		所 在 地	電話:	
	契約している利用料※2	□月額	円 🗆 日額	円 □ 時間額	円

※①~⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

- ※2該当箇所にレを記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合 は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算 定した月額相当分を記入してください。
- 5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い 請求の内訳を記入してください

利用年月	認可外保育施設 に支払った 月額利用料 (保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・ 病児保育事業・子 育て援助活動支援 事業に支払った月 額合計利用料 (b) ※3		月額上限額 (d) ※5	請求額 (cとdを比較して 小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

- ※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て 支援提供証明書をすべて添付してください。 また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してくださ
- ※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、 利用料の月額相当分を算定してください。(小数点以下切り捨て)
- ※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。 月途中で認定期間が終了するまたは開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりと なります。
 - ・月途中で認定期間が終了する場合
 - または別の市町村へ転出する場合の限度額:37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
 - ・月途中で認定期間が開始される場合、
 - <u>または別の市町村から転入した場合の限度額:37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数</u>